

大分県報

平成二十八年
号外（一八）
三月二十二日

（火曜日）

目次

規則

- 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正……………
- 大分県職員住宅管理規則の一部改正……………
- 大分県用品取扱規則の一部改正……………

〇規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十二日

大分県規則第六号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項に次の一号を加える。

三 船舶による自動車航送運賃 旅行者が現に支払った自動車航送運賃の額

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

平成二十八年三月二十二日

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第一の竹田県職員アパート（は号）の項中

一、〇〇〇円
ただし、知事が別に定める居室については、一三、八〇〇円とする。

を

一、〇〇〇円
ただし、知事が別に定める居室については、一三、八〇〇円又は一六、三〇〇円とする。

に改める。

別表第二の日田教職員住宅（KR2号）の項及び宇佐教職員住宅（KR1号）の項を削る。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第八号

大分県用品取扱規則の一部を改正する規則

大分県用品取扱規則（昭和三十五年大分県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第六条第三号を削る。

第七条を次のように改める。

（用品の要求）

大分県報号外（規則）

第七条 各課等の長は、用品の交付を受けようとするときは、電子計算組織を使用して用品

情報を登録することにより用度管財課長に用品要求しなければならない。

第八条 第一項後段を削り、同条第三項第二号中「及び在庫品」を削る。

第九条を次のように改める。

（直払品出納簿の記載）

第九条 用度管財課長は、直払品出納簿（第四号様式）を備え、常に出納状況を明らかにしなければならぬ。

別表第二中

「単価契約品、燃料及び在庫品」	
全品目	燃料
本庁等の各課（所及び室）	本庁等の各課（所及び室）及び県内のかい

を

「単価契約品」		「燃料」	
本庁等の各課（所及び室）	本庁等の各課（所及び室）	本庁等の各課（所及び室）	本庁等の各課（所及び室）及び県内のかい

に改める。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

第三号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

第五号様式の注1を削り、注2を注とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。